

## 県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会調査委託契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と 弁護士（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託の合意）

第1条 甲は、乙を、第1号に掲げる事案に関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）に選任して、第2号に掲げる事務（以下「本件委託事務」という。）を委託し、乙は、これを承諾する。

（1）本件委託事務の対象となる事案（以下「本件事案」という。）

ア 事案名

県保有情報の漏えいの指摘への対応事案

イ 事案の概要

インターネット等において甲が保有していたと思われる情報であって外部へ漏えいした可能性が指摘されるもの（以下「ネット情報」という。）が複数存在すること等を踏まえた当該情報と甲が保有していた情報の同一性に関する調査その他の調査

（2）委託事務

別紙「県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者による調査実施要綱」（以下「本件要綱」という。）記載のとおり。ただし、本件要綱別表に掲げるネット情報以外のネット情報が生じた場合には、甲は、当該ネット情報の取扱いについて乙と協議するものとする。

（委員の任期及び本契約の始期及び終期）

第2条 委員の任期及び本契約の始期は、本契約の成立日とする。

2 委員の任期及び本契約の終期は、第12条第1項に規定する調査報告書が提出された日の属する月の末日とする。

（委託料）

第3条 本件委託事務に関する委託料（以下「委託料」という。）は、時間制委託料及び実費相当額とし、時間制委託料の算定は、次の各号に定めるところによる。この場合において、当該算定における金額は、税込みとする。

（1）時間制委託料の計算式

時間制委託料＝対象となる時間×単価

（2）対象となる時間

ア 前号の時間制委託料の対象となる時間（以下「対象となる時間」という。）とは、乙自らが本件委託事務を処理するために要する時間をいう。

イ 情報資料の探索及び検討、打合せ、調査、会議出席、関係者からの事情聴取、報告書の作成その他の本件委託事務に関する事務（以下「対象事務」という。）に乙が従事した時間は、対象となる時間に含むものとする。ただし、時間制委託料を請求するための作業その他の乙が自己のためにする事務処理の時間は、対象となる時間に含まないものとする。

ウ 乙自らが対象事務を処理する場合において、当該対象事務の性質、内容等から、兵庫県庁その他の乙の事務所以外の場所でこれに従事することを必要とするときは、乙の事務所と当該場所の間の往復に要する標準的な交通所要時間を、対象となる時間に含むものとする。

エ 対象となる時間は、1分未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間とし、月単位で時間を合計して委託料（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を算出するものとする。

オ 対象となる時間は、適正かつ妥当なものでなければならない。

（3）単価

単価は、1時間当たりの金額とし、[REDACTED]とする。

(対象となる時間の上限の目安)

第4条 対象となる時間の上限の目安は、次の各号に掲げる事務に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。この場合において、当該時間は、第三者調査委員会を構成する委員全員の合計時間とする。

(1) 調査 [REDACTED]

(2) 打合せ、調査内容整理等 [REDACTED]

(3) 報告書作成 [REDACTED]

2 乙は、前項の合計時間が[REDACTED]を超えると見込まれる場合は、他の委員とともに、甲と協議するものとする。

(実費相当額)

第5条 旅費（交通費及び宿泊費をいう。以下同じ。）、事務費（資料謄写代、郵送料、反訳費その他の各種諸経費をいう。）、第9条第5項ただし書の規定に基づいて乙が補助委員を選任し、又はサイバーセキュリティ関連の事業者調査を委託する場合における再委託料その他の実費は、乙が直接支払うこととし、次条に定めるところにより、領収証により精算する。

2 実費相当額は、適正かつ妥当なものでなければならない。

3 旅費は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準じて計算した額を実費相当額とする。ただし、当該額により難い特別の事情がある場合においては、乙は、甲と協議するものとする。

4 第9条第5項ただし書の規定に基づいて乙が補助委員を選任する場合の当該補助委員への再委託料は、第3条の規定による委託料の算定に準じて算定するものとする。

(委託料の請求、支払方法)

第6条 乙は、毎月末日を締切日として、翌月10日までに、毎月の請求書及び請求明細書（以下「請求書等」という。）を作成して甲に提出することにより、委託料の請求を行うものとする。

2 甲は、乙から提出された請求書等を確認し、その額等が適正かつ妥当と認めた場合には、締切日の翌月末日までに、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により委託料を支払うものとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日、祝日その他の金融機関の休業日の場合は、その翌営業日に委託料を支払うものとする。

3 委託料の振込手数料は、甲の負担とする。

(契約保証金)

第7条 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第8号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(甲の遵守事項)

第8条 甲は、本件委託事務が円滑に行われるよう、乙の求めに応じて、乙に協力するものとする。

(乙の遵守事項)

第9条 乙は、本件要綱及び日本弁護士会連合会の2021年3月19日付け「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」（以下「日弁連指針」という。）の規定に従い、本件委託事務を行うものとする。

2 本契約、本件要綱、日弁連指針は、この順序に従い、優先して適用されるものとする。

3 乙は、本契約終了後も、甲が本件事案及び本件委託事務に関して議会への出席その他の協力を求めたときは、その求めに応じて協力するものとする。

4 乙は、利害関係者（日弁連指針第3の「利害関係」を本件事案について有する者をいう。以下同じ。）に自らが該当することが判明した場合又は次項ただし書の規定により補助委員を選任した場合における当該補助委員が利害関係者に該当することが判明したときは、遅滞なく、甲にその旨を申告しなければならない。

5 乙は、本契約の履行に係る業務を再委託してはならない。ただし、乙が、サイバーセキュリティ関連の調査のために補助委員を選任し、若しくはサイバーセキュリティ関連の事業者調査を委託する必要

があると認めた場合又は反訳その他軽微な事務について甲の承諾を得た場合については、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本件委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、前条第5項ただし書の規定により再委託を行うときは、受託者に対して前項と同様の義務を課さなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、本件委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、第9条第5項ただし書の規定により再委託を行うときは、受託者に対して前項と同様の義務を課さなければならない。

(調査報告書)

第12条 乙は、本件要綱及び日弁連指針に従って、本件委託事務に関する報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、他の委員とともに、甲に提出するものとする。

2 調査報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、前項の規定により調査報告書が乙から甲に提出されたときに、全て乙から甲に譲渡されるものとする。

3 第1項の規定により調査報告書が乙から甲に提出された後は、乙は、調査報告書に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(調査報告書の提出期限目標)

第13条 調査報告書の提出期限目標は、2025年（令和7年）3月下旬とする。

2 乙は、調査報告書の提出時期が前項の提出期限目標を超えると見込まれる場合は、他の委員とともに、甲と協議するものとする。

(生成A I の利用に関する保証)

第14条 乙は、本件委託事務を処理するに当たり、生成A I（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、本件委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証する。

(生成A I への入力及び出力結果)

第15条 乙は、本件委託事務を処理するに当たり、生成A I を利用する場合には、本件委託事務の処理に関して知り得た秘密又は個人情報を生成A I に入力してはならず、生成A I の出力結果について確認及び必要に応じた修正をすることなく成果物として甲に提出してはならない。

(帳簿の備付け等)

第16条 乙は、本件委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、本契約終了後も、本契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度（以下「会計年度」という。）を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(進捗確認等)

第17条 甲は、乙の本件委託事務の進捗状況（調査の内容に関するものを除く。）に関して乙に問い合わせ、若しくは必要な報告を求め、又は本件委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がない限り、前項の問合せ又は報告の求めに応じるものとし、本契約の終了後、契約終了日の属する会計年度を含む6会計年度の間においても、同様とする。

(事案処理の中止等)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件委託事務の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(1) 甲が委託料の支払を遅滞したとき。

(2) 甲が本件委託事務に協力しないとき。

2 前項の規定により乙が本件委託事務の処理に着手せず、又はその処理を中止する場合においては、乙は、甲に対し、書面をもって、速やかにその旨を通知しなければならない。

(本契約の解除等)

第19条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約に違反した場合において、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相手方が当該期間内に是正しないとき。

(2) 委託料が当初の予算を超過すると見込まれる場合において、超過分の予算に関する兵庫県議会の議決を得ることができないとき。

(3) 乙又は第9条第5項ただし書の規定により選任された補助委員が本件事案の利害関係者であることが判明したとき。

(4) 相手方に対する信頼が失われたと考えられる客観的事由その他の本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。

第20条 甲及び乙は、本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に通知するものとする。

2 前条の解除があった場合においては、乙は、既済部分の成果物を第三者調査委員会に属する他の委員に引き渡すものとする。

3 前条の解除があった場合においては、乙は、当該解除に伴う損害賠償を請求することができないものとする。

(中途解約の場合の委託料の処理)

第21条 本契約の解除、継続不能その他の事由により、本契約に基づく事案の処理が途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算を行うこととし、処理の程度についての甲乙協議の結果に基づき、委託料の全部若しくは一部の返還又は支払を行うものとする。

(遅延利息)

第22条 乙は、前条の規定による委託料の返還金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第23条 甲は、第25条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は乙が次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、本契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

2 前2条の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

第24条 乙は、本契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、本契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団等であると判明したときは、当該第三者との契約の解除その他の当該第三者に当該業務を引き続き行わせないための措置を講じなければならない。

第25条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるた

めに利用し、又は兵庫県公営企業管理者若しくは兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第26条 乙は、本契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。乙が本契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、当該第三者が不当介入を受けたときも、同様とする。

（その他）

第27条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上の契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名押印の上、各1通を保有する。

2025年（令和7年）1月7日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県  
兵庫県知事 齋 藤 元 彦 印

乙 [所 在 地]  
[名 称]  
[氏 名] 印

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2又は3に違反したときには、この契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 ( ) ー

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに当該個人情報を廃棄又は消去の上、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内、貸会議室その他の乙が常時又は一時的に管理する場所において当該事務を行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第11 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の解除があった場合においては、乙は、当該解除に伴う損害賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。